

の連携の下、安全衛生意識の高揚のための活動、それぞれの専門職種に応じた安全作業マニュアル等の作成・普及、安全パトロール、安全衛生教育等を実施すること。

さらに、これら団体においては、危険性又は有害性等の調査等の実施並びに労働安全衛生マネジメントシステムの導入の促進を図ること。

- (4) 発注者においては、国土交通省等が実施する特別重点調査等公共工事における極端な低価格の受注による悪影響を防止するための対策が進められていることを踏まえ、計画段階における安全衛生の確保とともに、施工時の安全衛生の確保にも配慮すること。また、労働安全衛生マネジメントシステム等自主的な安全衛生活動の取組を評価する仕組みの導入等事業者が積極的に安全衛生管理を展開するような環境づくりを行うこと。

### 3 労働基準行政の実施事項

労働基準行政においては、上記 2 に掲げた事項が建設業における労働災害防止を図るための重要な事項であるという認識に立ち、事業者が的確に労働災害防止対策を実施するよう必要な指導等を行うこと。また、労働災害防止団体、関係業界団体及び発注者において、それぞれの割に応じて適切な措置が実施されるよう必要な指導・要請等を行うこと。

(別添 1 と別添 2 は省略しています。)

詳しい内容については、厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei.html>

又は最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせ下さい。

<http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/index.html>